

第 3 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年5月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第2号 令和5年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

専第 2 号

令和5年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 264,223千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 913,854,167千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月17日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		179,141,646	264,223	179,405,869
	1 国庫補助金	134,456,860	264,223	134,721,083
歳入合計		913,589,944	264,223	913,854,167

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 民 生 費		千円 107,730,323	千円 264,223	千円 107,994,546
	1 児 童 福 祉 費	42,391,169	264,223	42,655,392
歳 出 合 計		913,589,944	264,223	913,854,167

発 行 者：熊本県
所 属：財政課
発行年度：令和5年度